

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例

例

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
附則第二項及び第三項を次のように改める。

（既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置）

2 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可、診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十に規定する区域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）の用に供することをいう。以下同じ。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、第三条第一項の規定にかかわらず、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

（療養病床に係る既存病床数の算定に関する経過措置）

3 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の条例で定める基準は、療養病床を有する病

院又は診療所の開設者が平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床数とみなすこととする。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

- 7 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、医療法施行規則附則第五十三条の二第一項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則に次の一項を加える。

- 9 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、医療法施行規則附則第五十四条の二第一項の規定により再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。